

政治経済研究所における公的研究費の不正防止計画最終案(1)

項目	不正の発生する要因	不正防止計画の実施
1. 機関内の責任体系の明確化		・競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表する。
体系	(1)責任体系が不明確、またはその周知が不十分である。	・最高管理責任者、統括管理責任者の職位をホームページ上で公開し、研究所内外に発信することによって、責任体系を明確にした上で周知を図る。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		・最高管理責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
乖離	(2)使用ルールと実態が乖離している。	・研究者を対象にヒアリングを実施し、使用ルールと実態に乖離がある場合には、適切な指導を行うとともに必要に応じてルールの変更等も含めた対策を講じる。
誤った運用	(3)使用ルールについて誤った運用が行われる。	・日常的に研究者が相談しやすい環境を作り、誤った運用を事前に防止する。 ・内部監査を定期的実施し、誤った運用が指摘された場合には訂正する。
	(4)研究者および部門担当者の権限と責任の周知が不明確であり、研究者が権限を越えた発注等を行う。	・説明会およびガイドブックにて周知を図る。
認識不足	(5)文部科学省・日本学術振興会等が行うルール変更の認識不足。	・変更点を共有した後、必要に応じて対象者に対し通知を行う。
倫理	(6)研究者及び部門担当者に本研究所の研究倫理指針が示されていない。	・「公益財団法人政治経済研究所研究員行動規範」をホームページ上で公開し、研究所内外に周知する。
3. 研究費の適正な運営・管理活動		・不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止する。
把握	(7)研究者が予算の執行状況を把握しておらず、年度末に予算執行が集中する。	・毎月、対象となる全研究員に予算執行状況を通知する。
悪意	(8)カラ出張、旅行日程の水増し等の不正が発生する。	・提出された出張申請書、出張報告書、旅程表、交通費の請求書、航空券の半券、学会プログラム等に矛盾がないか点検を行う。
	(9)アルバイト出勤簿の改ざん、カラ雇用等が発生する。	・被雇用者本人が事務担当者に出勤簿を提出することを義務づける。 ・出勤簿に勤務時間等を自筆で記入させ、雇用者である研究者の確認を経た上で、謝金を支給する。
	(10)業者との架空の取引および実態のない物品購入を装い、経費を架空請求する。	・公的研究費で購入した全ての物品に対して検収を行う。
認識不足	(11)不正防止への意識が低下する。	・説明会およびガイドブックにて、不正使用に関する具体的な事例を含めた注意喚起を行う。
	(12)研究費の原資が国民の税金である認識が薄く、不正の罪深さを理解していない。	・説明会およびガイドブックにて周知を図る。
	(13)説明会等に参加する研究員が少ない。	・説明会の出席を義務付ける。やむを得ない事情により参加できない場合には、個別対応をする。
4. 情報の伝達を確保する体制の確立		・ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。
告発	(14)通報および相談の担当者が不明確であり、関連情報を汲み取ることができていない。	・通報および相談担当者が誰であることをホームページ上に明記する。
	(15)不正を発見した者が不利益を受けることを恐れ、告発を躊躇する。	・通報窓口担当者の守秘義務を徹底する。
伝達	(16)責任者のもとに現場の情報が届いていない。	・不正防止に関するガイドライン、内部監査結果や実地検査結果等の重要な情報については、必ず最高管理責任者および統括管理責任者が出席する会議で報告を行う。

2014年10月1日
公益財団法人政治経済研究所理事会